

第3期なかつ子ども・子育て支援事業計画（仮称）

策定支援業務委託

仕様書

中津市健康福祉部

子育て支援課

1 事業名称

第3期なかつ子ども・子育て支援事業計画（仮称）策定支援業務委託（以下「本業務」という。）

2 事業概要

本業務は、「第2期なかつ子ども・子育て支援事業計画」（令和2年～令和6年）の後継計画として、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」、こども基本法に基づく「市町村こども計画」の内容を網羅する「第3期なかつ子ども・子育て支援事業計画（仮称）」（令和7年～令和11年。以下「本計画」という。）を策定するものであり、市民からの子育て支援に関する意向調査（以下「市民ニーズ調査」という。）の結果分析を行い、またその結果を踏まえて本市の現状と課題を整理し本計画に反映させる等、本計画策定までの一連の支援を行うものである。

3 事務局

中津市健康福祉部子育て支援課

4 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 業務内容

受託者は、事業目的に基づき、本市と十分に協議しながら以下(1)～(8)の業務を行うこと。なお、(1)、(2)、(6)を令和5年度分業務、(3)～(8)を令和6年度分業務とする。

(1) 現状の分析及び課題の整理

子ども・子育て支援をめぐる法改正などの国・県の政策動向、女性の就業率や共働き世帯等の社会動向等を分析し、提示すること。分析項目については、受託者が事務局へ案を提示すること。

また、本業務の一連の内容を踏まえ、本市の子ども・子育て支援を取り巻く現状や子ども・子育ての施策等に関する課題を抽出・整理し、課題を解決するための方策等を提示すること。

(2) 市民ニーズ調査の実施

受託者は、本市が行う市民ニーズ調査について次の支援を行う。なお、市民ニーズ調査のおおよその前提条件等は次に示すが、詳細は受託者と協議のうえ決定する。

<調査の条件等>

対象者数（案）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就学前児童の保護者 約4,000人 ○ 小学生の保護者 約4,500人 ○ 子ども本人 約1,000人
調査の実施方法（案）	事務局においてオンライン調査フォーム（株式会社トラストバンク提供「LoGoフォーム」）を作成し、原則として市民はオンライン上で回答するものとする。
回答の集計方法（案）	オンライン上で回答されたものについて事務局においてCSVデータ等に集計する。
調査の依頼方法（案）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就学前児童の保護者：保育施設等を通じて案内文書（二次元バーコードを記載）を配布する。施設等を利用していない世帯については郵送により案内文書を送付する。 ○ 小学生の保護者：学校を通じて案内文書を配布 ○ 子ども本人：施設等を通じて案内文書を配布 <p>なお、依頼については全て事務局において行うものとする。</p>

①市民ニーズ調査内容の設計

調査票の設計にあたっては、国・県等から示される指針及び市の現状等を踏まえた設問設計を行い、市独自の設問等を含む調査内容や設問数等について、中津市子ども・子育て会議等関係機関の意見も踏まえながら、事務局と十分な協議のうえ、受託者が設計する。

②調査結果の分析・報告

受託者は、事務局がオンラインフォーム上で取りまとめた調査結果について、単純集計のほか、分析に必要なクロス集計、自由記述のとりまとめ等を行い、本市の現状や課題などを抽出・把握し、市民ニーズ調査報告書の作成を行うこと。なお、市民ニーズ調査報告書は、途中経過を報告するための速報版、要点をまとめた概要版、調査結果を全て含めた詳細版をそれぞれ作成することとし、図表を適宜挿入する等、市民がより見やすく理解しやすいものとなるよう工夫を凝らすとともに、調査結果の分析にあたっては本計画策定を前提として行うこととする。

(3) 人口の現状分析及び推計人口等の設定

本市全域及び市町村合併前の区域（以下「設定区域」という。）ごとに人口等の現状分析を行い、令和7年度から令和11年度の推計人口等を設定すること。推計にあたっては、第五次中津市総合計画等本市その他計画等との整合性を図ること。

(4) 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保内容の設定

推計人口や市民ニーズ調査の結果等に基づき、教育・保育施設、地域子ども・子育て

支援事業の「量の見込み」を算出し、それに対応する「確保方策」案を提示すること。
なお、教育・保育施設については本市全域及び本市が指定する設定区域ごとに設定すること。

(5) 本計画骨子案及び事業計画書案の作成

市民ニーズ調査や第五次中津市総合計画等を踏まえ、施策の体系、重点施策（指標設定を含む。）、推進していくための方策等を明確にしたうえで、本計画の骨子案及び事業計画書案を作成すること。なお、骨子案及び事業計画書案の作成にあたっては、大分県福祉保健企画課作成の「わかりやすい印刷物のつくりかた」

(<https://www.pref.oita.jp/soshiki/12000/ud-syoukai.html>)を参考とし、図表やイラストを適宜挿入する等、市民がより見やすく理解しやすいものとなるよう工夫を凝らすとともに、中津市子ども・子育て会議の審議や検討結果等に基づき都度補正を行う等、事務局と十分に意思疎通を図りながら進めること。

(6) 中津市子ども・子育て会議の支援

市民ニーズ調査の内容や本計画の内容を諮る中津市子ども・子育て会議（契約期間を通じて4回程度、原則平日18：30～20：30に実施予定。）の開催にあたり、資料作成、必要な助言、オブザーバーとして会議への出席、議事録（要旨）の作成等、会議運営支援を行うこと。また、会議での討議結果をその後の作業に反映させること。

(7) パブリックコメントの実施支援

本計画の素案について本市が実施する市民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

(8) 計画書及び計画概要版の作成

本市が確定した本計画について、計画書及びその概要版を作成し印刷・製本を行う。
なお、印刷・製本についてはA4版フルカラー印刷とし、品質等については「第2期なかつ子ども・子育て支援事業計画」を参考にすること。

6 業務遂行における運営管理

(1) 実施体制の確保

受託者は、履行期限内に円滑に事務が進められるよう、十分な実施体制と実施スケジュールで臨むこと。本市との連絡調整担当者を必ず配置すること。実施体制及び実施スケジュール（工程表）を作成し、予め本市の確認を受けること。

(2) 運営管理

本業務の進捗状況報告や本市との意見交換・作業依頼などを定期的に行うこと。本業

務に関する打合せ等は、主に本市の会議室等で実施し、受託者が議事録を作成すること。なお、事務局が認める場合にはオンラインによることもできることとする。

(3) 国や他市町村の最新情報の収集・提供

国、他市町村の動向や取組事例について、本市へ情報提供をすること。国の動向により、本業務の内容等について変更が生じる際は、本市との協議のうえ、方向性を決定すること。

7 成果物

下記の成果物を本市が指定する場所へ納品すること。詳細は、本市と十分に協議し、決定すること。

成果物	媒体	数量	備考
市民ニーズ調査票	電子媒体	一式	受託者において設計したもの
市民ニーズ調査報告書 (速報版)	電子媒体	一式	
市民ニーズ調査報告書 (概要版)	紙媒体 電子媒体	100部	
市民ニーズ調査報告書 (詳細版)	紙媒体 電子媒体	100部	
本計画骨子案	電子媒体	一式	Wordファイル等
本計画書案	電子媒体	一式	Wordファイル等
中津市子ども・子育て会議に提出する資料	紙媒体 電子媒体	毎回 40部	4回程度開催予定
議事録	電子媒体		中津市子ども・子育て会議や事務局との打ち合わせに係るもの 開催日から1週間以内の納品要
本計画書概要版	紙媒体 電子媒体	700部	電子媒体はWordファイル等
本計画書本編	紙媒体 電子媒体	200部	電子媒体はWordファイル等

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務遂行中に知り得た秘密事項については、第三者に漏らしてはならない。業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律に規定する事項を遵守しなければならない。また、本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(3) 権利の帰属

本業務の実施により得られた成果物は、本市に帰属する。

9 委託料の支払いについて

本業務の委託料は、各年度分業務の完了後に、締結する契約書に従い支払うものとする。

10 その他

- (1) 本業務の実施について、社会一般に通常実施される業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。本仕様書に記載されていない事項や、疑義を生じた場合は、本市と協議し指示を受けるものとする。
- (2) 業務委託内容の詳細については、提案事業者からの企画提案内容を踏まえ、改めて優先交渉権者内定後、本市と協議し作成するものとする。
- (3) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに本市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。